議案第２６号

調布市市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和　５　年　２　月２８日

提出者　調布市長　長　友　貴　樹

提案理由

都営住宅との均衡を図るため，使用申込者の資格要件を改めるとともに使用対象者を拡大するほか，使用における連帯保証人を不要とするため，提案するものであります。

調布市条例第　　　号

調布市市営住宅条例の一部を改正する条例

調布市市営住宅条例（平成９年調布市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項各号列記以外の部分中「この条において同じ。）」を「同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成３０年東京都条例第９３号）第７条の２第２項の証明若しくは同条第１項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改め，同項第２号及び同条第２項各号列記以外の部分中「親族」を「親族又はパートナーシップ関係の相手方」に改め，同条第４項第４号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある」に改める。

第８条第１項第２号中「親族」を「親族若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改める。

第１０条第１項第１号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り，同号ただし書を削る。

附　則

１　この条例は，令和５年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の調布市市営住宅条例第１０条第１項第１号の規定は，この条例の施行の日以後の使用申込みに係るものについて適用し，

同日前の使用申込みに係るものについては，なお従前の例による。